

荒廃農地再生・集積促進事業

荒廃農地を利用する際の再生コスト等のリスクを軽減し、荒廃農地のさらなる活用を促進するとともに、意欲的な農業者の経営発展を支援します。

【補助対象者】

以下のいずれかに該当するもの

- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 基本構想水準到達者
- 4 人・農地プランに位置付けられた中心経営体



【事業要件】

以下のすべてを満たすこと

- 1 所有権の移転または農地中間管理事業によって権利移転した農地であること
- 2 総事業費が200万円未満であること
- 3 事業実施後5年間以上耕作すること

【補助対象】: 以下の取組について県と市町で協調助成します

区 分	内 容	補 助 率	
		県	市町
再生作業	- 農地の障害物除去 - 深耕 - 整地 - 上記と合わせて行う土壌改良 	1/2 以内	1/2 以内
施設補完整備 (再生作業と附帯して実施する場合に限ります)	農業用排水施設整備	1/2 以内	1/2 以内
	- 農道等の新設、廃止又は変更 - 暗きょ排水の新設又は変更 - 客土 - 廃棄物処理 - 農用地の保全 - 農業体験施設整備 	1/4 以内	1/4 以内

【問合せ先】: お近くの農林事務所にお問合せください(中部農林事務所を除く)

賀茂農林事務所: (0558)24-2076

東部農林事務所: (055)920-2158

富士農林事務所: (0545)65-2194

志太榛原農林事務所: (054)644-9214

中遠農林事務所: (0538)37-2269

西部農林事務所: (053)458-7212